

頼んでいない健康食品が送られてくる！？

【事例1 80歳代女性】

ある日突然、「以前注文された健康食品を今からお送りします。」と電話があった。全く身に覚えがなかったので「頼んでいない」と断ったが、「注文を受けています。申込を受けたセールスマンに証拠を持って行かせますからね。」とすごまれた。業者名や電話番号も分からない。もし商品が届いたらどうしたらよいか。

【事例2 70歳代男性】

「健康食品の配送準備ができました。代金引換でお願いします。」という電話があった。家族が頼んだ業者かもしれないと思って了承したが、実は全く覚えのない会社だった。明日商品が届くがどうしたらよいか。

事例は、電話勧誘で消費者に契約が成立したかのように思わせ、商品を一方的に送りつけるという商法（ネガティブオプション）によるものです。商品を受け取ったら代金を支払わなければならないと消費者が勘違いすることを狙っています。

高齢者の相談がほとんどで、一人暮らしの高齢者を狙って電話で「申し込んだのだから支払え」と高圧的に承諾を迫ったり（事例1）、日中家にいることが多い高齢者を狙って電話をかけていると思われるケース（事例2）が多く見られます。

【消費者へのアドバイス】

- ①心当たりのない業者から電話を受けても、注文した覚えがなければ、頼んでいないことをはっきり告げて断ってください。
- ②購入を承諾していないのに商品が送られたときは、代金の支払いをする義務はなく、受け取る必要もありません。ただし、その後のトラブルに備え、送り主の名称（業者名）、住所、電話番号を控えておきましょう。
- ③電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、クーリング・オフができます。身に覚えのない商品が届いたときは、情報提供を兼ねて最寄りの消費生活相談窓口に相談してください。

（問合せ先） 行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または
埼玉県消費生活支援センター春日部048-734-0999